

2. 4 有用物の貯蔵・保管基準

要求品質を満たし有用物となった処理土を盛土等に利用するまでの間、貯蔵・保管する場合は、品質が低下しないよう適切な対策を講じるとともに、周辺的环境に影響を及ぼさないように留意する。

【解説】

- ①仮置きは、工期内に限るものとする。
- ②飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策、降雨や日射による品質低下防止の対策として屋根・シート等により処理土を覆うこと。
- ③改良土の場合は、ときほぐして貯蔵（仮置き）するが仮置期間に再固化する場合があります、必要に応じて利用時に再度ときほぐしを行う。
- ④脱水処理では、降雨により貯蔵（仮置き）時の処理土に水分が付着し、そのままの状態では転圧を行うと泥状化するおそれがあるので注意を要する。
- ⑤覆いを掛けることが困難な場合には、仮転圧等により粉塵の飛散を防止し、排水対策を検討する。
- ⑥施工管理項目及び写真管理項目【様式-3】により管理すること。